

21 執行部の反問権

【21-1】執行部の反問権の規定状況

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 280	118 (42.1%)	82 (29.3%)
5～10万人未満 250	111 (44.4%)	75 (30.0%)
10～20万人未満 152	58 (38.2%)	44 (28.9%)
20～30万人未満 48	13 (27.1%)	11 (22.9%)
30～40万人未満 29	7 (24.1%)	10 (34.5%)
40～50万人未満 21	7 (33.3%)	7 (33.3%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	14 (70.0%)
全市 815	320 (39.3%)	244 (29.9%)

【21-2】執行部の反問権の根拠規定

(令和2年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 200	165 (82.5%)	8 (4.0%)	21 (10.5%)	6 (3.0%)
5～10万人未満 186	141 (75.8%)	16 (8.6%)	24 (12.9%)	5 (2.7%)
10～20万人未満 102	83 (81.4%)	5 (4.9%)	8 (7.8%)	6 (5.9%)
20～30万人未満 24	20 (83.3%)	0 (0%)	3 (12.5%)	1 (4.2%)
30～40万人未満 17	12 (70.6%)	0 (0%)	5 (29.4%)	0 (0%)
40～50万人未満 14	11 (78.6%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)	1 (7.1%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	1 (16.7%)	0 (0%)
指定都市 15	13 (86.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0%)
全市 564	450 (79.8%)	31 (5.5%)	64 (11.3%)	19 (3.4%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している564市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-3】執行部の反問権の行使状況

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 280	53 (18.9%)
5～10万人未満 250	44 (17.6%)
10～20万人未満 152	27 (17.8%)
20～30万人未満 48	6 (12.5%)
30～40万人未満 29	4 (13.8%)
40～50万人未満 21	4 (19.0%)
50万人以上 15	1 (6.7%)
指定都市 20	5 (25.0%)
全市 815	144 (17.7%)

【21-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(令和2年1月1日～令和2年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 53	47 (88.7%)	21 (39.6%)	1 (1.9%)	0 (0%)	0 (0%)
5～10万人未満 44	43 (97.7%)	15 (34.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 27	24 (88.9%)	14 (51.9%)	1 (3.7%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 6	5 (83.3%)	4 (66.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 4	3 (75.0%)	4 (100%)	1 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 1	1 (100%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 5	2 (40.0%)	3 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40.0%)
全市 144	127 (88.2%)	64 (44.4%)	3 (2.1%)	0 (0%)	2 (1.4%)

各割合は、執行部の反問権を行使した144市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-5】執行部の反問権を行使した対象

(令和2年1月1日～令和2年12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 53	20 (37.7%)	1 (1.9%)	0 (0%)	44 (83.0%)	1 (1.9%)
5～10万人未満 44	16 (36.4%)	0 (0%)	2 (4.5%)	42 (95.5%)	0 (0%)
10～20万人未満 27	16 (59.3%)	1 (3.7%)	0 (0%)	21 (77.8%)	1 (3.7%)
20～30万人未満 6	3 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (66.7%)	1 (16.7%)
30～40万人未満 4	3 (75.0%)	0 (0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	1 (25.0%)
40～50万人未満 4	3 (75.0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (25.0%)	0 (0%)
50万人以上 1	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)
指定都市 5	3 (60.0%)	1 (20.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	4 (80.0%)
全市 144	65 (45.1%)	3 (2.1%)	5 (3.5%)	118 (81.9%)	8 (5.6%)

各割合は、執行部の反問権を行使した144市の人口段階別の市数を基準としている。